

適正化事業諮問委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人近畿貸切バス適正化センター（以下「この法人」という）が、道路運送法第43条の17の規定に基づく適正化事業諮問委員会（以下「諮問委員会」という）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(諮問委員会の委員)

第2条 この法人に適正化事業諮問委員会の委員（以下「諮問委員」という）5名以上10名以内を置く。

- 2 濟問委員のうち、1名を諮問委員長とし諮問委員会において選定する。
- 3 濟問委員は、一般貸切旅客自動車運送事業者が組織する団体が推薦する者、一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車の運転者が組織する団体が推薦する者、学識経験のある者及び一般貸切旅客自動車運送事業に係る旅客のうちから、近畿運輸局長の認可を受けて、会長が任命する。
- 4 濟問委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 5 補欠又は増員により選任された濟問委員の任期は、前任者又は現任者の任期の満了するときまでとする。

(議長)

第3条 濟問委員会の議長は諮問委員長がこれに当たる。

(諮問事項)

第4条 会長は次の事項について、あらかじめ濟問委員会に諮らなければならない。

- (1) 負担金の額及び徴収方法
 - (2) 適正化事業の実施に関する重要事項
- 2 濟問委員は、濟問委員会において、会長の諮問に応じ適正化事業の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を会長に述べることができる。

(招集)

第5条 濟問委員会は会長が必要と認めたとき招集する。

- 2 会長は、濟問委員の現在数3分の1以上から会議の目的である事項を示して、濟問委員会の請求があったときには、その請求のあった日から30日以内に濟問委員会を招集しなければならない。

(定足数及び決議)

第6条 諮問委員会は、諮問委員現在数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 諮問委員会の決議は、出席した諮問委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第7条 やむを得ない理由のため諮問委員会に出席できない諮問委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の諮問委員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

3 会長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持回りの方法により諮問委員の賛否を求め、過半数の同意をもって諮問委員会の決議に代えることができる。

(議事録)

第8条 諮問委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 諮問委員現在数、出席者及び氏名
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1名以上が、記名及び押印しなければならない。

(報酬の支給)

第9条 諮問委員に対する報酬は、諮問委員会への出席の都度、別表に基づき支給する。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(交通費等の支給)

第10条 諮問委員会の出席に要する交通費等については、実費分を支払うものとする。

附 則

この規程は、一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定の認可の日から施行する。

「別 表」

諮問委員の報酬

報酬日額	10,000 円
------	----------

諮問委員長の報酬

報酬日額	20,000 円
------	----------